

第 48 回富山市都市計画審議会会議録

(1) 会議の名称 第 48 回富山市都市計画審議会

(2) 開催の日時及び会場

日時：令和 3 年 11 月 18 日(木) 午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分まで

会場：富山市役所 8 階 大会議室

(3) 出席者（委員出席者及び事務局） 別紙のとおり

(4) 議題

議案第 1 号 富山高岡広域都市計画道路の変更について（富山県決定）

… 3・6・279 号 富山山田線の変更

… 3・6・280 号 笹倉朝日線の変更

… 3・4・281 号 塚原羽根線の変更

… 3・4・282 号 速星駅熊野十五丁線の変更

議案第 2 号 富山高岡広域都市計画道路の変更について（富山市決定）

… 3・4・283 号 西本郷下轡田線の変更

… 3・5・284 号 本郷砂子田線の変更

… 3・6・285 号 速星駅宮ヶ島線の変更

… 3・6・286 号 速星駅小倉線の変更

議案第 3 号 富山高岡広域都市計画用途地域の変更について（富山市決定）

… 婦中町下轡田地区における用途地域の変更

… 藤木地区における容積率・建蔽率の変更

議案第 4 号 富山高岡広域都市計画高度地区の変更について（富山市決定）

… 婦中町下轡田地区における高度地区の変更

< 報告 >

景観計画改定の骨子について

(5) 審議概要

事務局：（開会宣言）

事務局：(代理出席者、欠席委員の紹介)

事務局： 現在、審議委員 20 名中、19 名の出席をいただいております。富山市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますことをご報告いたします。

事務局： 今回、新たな任期となって初めての審議会でございますので、議事に先立ちまして、会長の選出を行いたいと思います。
会長は「高山委員」にお願いしたいと考えております。

委員： 異議なし。

高山委員： 了承。

会長： (あいさつ)

事務局： 職務代理者は会長が指名することとなっておりますので、指名をお願い致します。

会長： 職務代理者を「久保田委員」にお願いしたいと思います。

久保田委員： 了承。

会長： 今回の署名委員として「富樫委員」と「新庄委員」にお願いしたいと思います。

富樫委員： 了承。

新庄委員： 了承。

会長： それでは、これより議事に入ります。議案第 1 号及び議案第 2 号について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： (説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集)
(議案第 1 号及び議案第 2 号について説明)

会長： ありがとうございます。ご質問等がありましたらお願いいたします。

委員： 変更の中で、幹線道路との平面交差が増えているところがあるようですが、交差点の信号機設置や通行の流れ等まで考慮しての変更なのでしょうか。

事務局： 交差点数とは都市計画道路と都市計画道路の交差点を示しており、今回の都市計画変更のタイミングで精査し交差点数を正しいものに修正しました。今回の変

更で、交差点数が増えたわけではありません。

委員： 交差点部分について、信号機の設置が必要等交通安全上の観点はどのように考えているのでしょうか。

事務局： 信号機等の交通安全上必要なものについては、警察との協議になると思います。都市計画上ではその部分の決定はしておりません。

委員： 今回の変更理由の中で、都市計画道路を施行する際に多くの立ち退きが必要になるとあるが、そもそも都市計画道路の範囲内には建築をしないように制限されていると記憶しているが、その点はどのようになっているのでしょうか。

事務局： 都市計画道路が決定されると、その計画線上には建築制限がかかります。しかし、全てが建てられないわけではなく、容易に移転が可能であること等一定の条件であれば許可を得て建築することができます。そのため、現在未施工の都市計画道路上に建築物が建っている箇所があります。

委員： 現在未施工の都市計画道路上に建築物を建てている人たちは、事業が行われる際に立ち退かなければならないと理解して建築しているのでしょうか。

事務局： 許可の申請時に、都市計画道路事業を行う際に協力する旨の念書を頂いております。

委員： コロナ禍においては、住民への周知及び縦覧関係について実施が難しいと考えられるのですが、工夫された点や勘案された点はあるのでしょうか。

事務局： 住民への周知でございますが、速星地区と鶴坂地区の自治振興会長と協議し、現在の状況下では説明会を行うことが困難であるという意向を確認しながら、各地区の住民へ資料の回覧を行い、1ヶ月間の意見募集を実施しました。速星地区については、人数を限定し区長に対し説明会を行いました。

会長： 他にご意見がなければ、議案第1号議案第2号は原案のとおり議決させていただきます。

委員： 異議なし。

会長： ありがとうございます。続いて議案第3号及び議案第4号について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： (説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集)

(議案第3号及び議案第4号について説明)

会 長： ありがとうございます。ご質問等がありましたらお願いいたします。

委 員： 住民への周知の際に意見募集をされたということですが、どのような意見が出たのでしょうか。また、意見募集の手続き方法についてはどのように周知したのでしょうか。

事 務 局： 婦中地域の意見募集につきましては、都市計画道路の変更に付随するものでしたので、都市計画道路の資料回覧と同時に行っています。用途地域及び高度地区の変更については特に意見はありませんでした。藤木地区の建蔽率及び容積率の変更につきましても、特に意見はありませんでした。

委 員： 藤木地区についてですが、今回の変更範囲だけ建蔽率及び容積率が変わっていなかったのはなぜでしょうか。

事 務 局： 建蔽率及び容積率が既に変更されている部分は既成市街地であり、今回のように変更されていない部分については、面的な開発が決定されたタイミングで建蔽率及び容積率の変更を行うこととしており、現在の形状となっております。

会 長： 今回の変更地については、現状田の部分が大半であり、無秩序な個別開発が起これないように建蔽率及び容積率を厳しくしています。今回面的な開発計画が立てられたため緩和する方向で、建蔽率及び容積率を変更するという内容です。

会 長： 開発が見込まれているということですが、約束をしている若しくは区画整理組合が立ち上がった等何か契機にしての変更なのでしょうか。

事 務 局： 宅地開発の計画図の提示や、地権者の方々への周知及び同意状況の確認をもって、変更の手続きに入っております。

会 長： 他にご意見がなければ、議案第3号及び議案第4号は原案のとおり議決させていただきます。

委 員： 異議なし。

会 長： ありがとうございます。続いて報告案件について事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局： (説明資料：報告案件)
(報告案件について説明)

会 長： ありがとうございます。ご質問等がありましたらお願いいたします。

委 員： 景観施策を取り巻く主な課題の中で、太陽光パネルの記載があるが、これまでに何か問題があったのでしょうか。

事 務 局： 富山市においては、これまでに大規模な太陽光パネルの設置に伴う問題は特にありません。ゼロカーボン等の今後の社会情勢を鑑みると、太陽光パネルが増えることが考えられることや、全国的に大規模な太陽光パネル設置が景観に与える影響を議論していく自治体が増えてきております。富山市においても後から何か伝えるのではなく、最初に指標や目標を伝えておくべきだろうということで、今回記載しております。

委 員： 風力発電をはじめとした、他のゼロカーボンへの動きについても記載していくべきなのかなと思いました。

委 員： 前回の都市計画審議会でもお伝えしましたが、屋外広告物条例に従って看板を撤去した建物の広告物の骨組みが残ったままになっており、景観的に大きな影響を与えるものだと思います。これらを撤去するにあたり、何か補助を出す等対策をしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

事 務 局： 屋外広告物条例において屋上に設置する看板の大きさが決められており、それを超えてくるものに関しては基準に合うよう対応していただいております。しかし、骨組みは屋外広告物には当たらないため、屋外広告物撤去後は骨組みが放置されている状態です。これまで屋外広告物を外すことに対する支援はありましたが、残った骨組みに対してどのようにしていくかは、市の内部でも詰め切れておりません。今後景観に対してどう対応していくか協議していきたいと考えております。

委 員： 身近な部分の景観について相談されることが時々あり、例えば道路際に背の高い雑草等が生えているのでどうにかしてほしい、というようなお話があります。それは道路管理者がやることなのかもしれませんが、現実的には市民の皆様をお願いするしかないことなのかなと思います。そういった市民の皆様へのお願いがまだまだ足りていないのかなと考えられますし、今後そういったことも考えていかなければいけないのかなと思いました。

事 務 局： 景観は大きな枠組みで捉えられがちですが、例えば庭先に花を植えることやフラワーポットを置くなど、個々の生活環境の中で行えることを実践しましょうといった身近に実践できる内容を景観計画の中に入れていきたいと考えております。また、市民の方々に啓発していく活動を含めて、景観計画を改定していきたいと考えております。

会 長： PDCA サイクルを回していく中で、C（評価）はどのように行おうと考えていますか。

事 務 局： 現状は、完了届の創設を考えております。現在窓口では、相談、法令に基づく申請による審査等を行っておりますが、実際にどのような建物が建っているかの検査は行っておらず、届出と実際の建物が異なる可能性もあります。そのため他自治体の事例を参考に、例えば写真添付等による完了届という形で管理を行いたいと考えております。全体としては、景観計画に位置付けた、行動指針や目標がどの程度実施できたかという評価を、毎年度実施する体制を作れないかという検討をしていきたいと考えております。

委 員： 景観まちづくりの考え方として、例えば地区計画の中で植栽のルールを定めて出来た団地があったとすると、その団地の5年先10年先の評価をしていかないと、景観のルールの管理が上手くできないと思います。また、そういった団地には景観上の地域指定をして管理をする検討をしていただけないかなと思います。改定景観計画の構成案8章の中で地区計画等他制度との連携という表現にもあるので、地区計画と景観の考え方を整理し、新しい富山市を目指すための方向性を示してほしいと思います。

事 務 局： 地区計画は地域の方々の発意によるものですが、5年10年後もその思いが残っており、そういった人達がルールを守っていくかどうかは、景観の観点からも都市計画決定した地区計画の観点からも検証していかなければいけないのかなと思います。いずれにしましても、個々の宅地に関することですので、個人個人の意識啓発も含めて景観計画の中に位置付けていきたいと考えております。

会 長： 本件は報告事項であり、今後の都市計画審議会で議案として付議されます。本日の会を経て内容に修正する部分がある際には、修正していただきたいと思えます。今回のように、重要な案件については、事前に中間報告という形で都市計画審議会に諮っていただければと思います。その他、特にご意見が無ければ、本日の議案事項に議事は終了しました。これで本日の議題はすべて終了となります。

事 務 局： ありがとうございました。（第48回富山市都市計画審議会の閉会の案内）

以上

委員：高山委員、久保田委員、神山委員、倉嶋委員、富樫委員、才木委員、新庄委員、石倉委員、高橋委員、高田委員、横野委員、橋本委員、松尾委員、成田委員、舎川委員、田村委員（代理）、古池委員（代理）、蝶名林委員（代理）、倉田委員（代理）（計 19 名）

事務局：活力都市創造部長、活力都市創造部次長、活力都市創造部次長（技術）、都市計画課長、その他 6 名

第 48 回富山市都市計画審議会会議録署名書

富山市都市計画審議会運営要綱第 5 条第 2 号の規定により、会議録が審議内容と相違ないことを認めます。

令和 3 年 月 日

富山市都市計画審議会

委員

委員